

平成20年加美町議会第2回定例会会議録第1号

平成20年6月17日（火曜日）

---

出席議員（20名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

---

欠席議員 なし

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君
農業振興対策室長	府田周一君

森林整備対策室長	浅野恒昭君
商工観光課長	柳川文俊君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早坂律子君
上下水道課長	川熊忠男君
小野田支所長	高橋行雄君
宮崎支所長	齋藤吉男君
総務課長補佐	猪股忠一君
教育総務課長	猪股清信君
社会教育課長	三嶋秀二郎君
文化振興課長	諸岡敏裕君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	三浦又英君
農業委員会事務局長	兔原伸一君
代表監査委員	鈴木裕君
	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木啓三君
次長	今野仁一君
主査	伊藤一衛君
主事	佐藤順子君

議事日程 第1号

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議案第46号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第5 議案第47号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時05分 開会・開議

○議長（米澤秋男君） 議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。クールビズの期間に入っておりますので、議場内が少し蒸し暑くなっております。どうぞ気軽に着衣されております上着をお脱ぎになって結構でございます。よろしくお願いいたします。

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年加美町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思っております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番一條 光君、5番吉岡博道君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から6月24日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、6月24日までの8日間と決しました。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。12番。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

○12番（近藤義次君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を町長にお願い申し上げたいと思います。

福祉対策についてということで2問ございます。

要望の多い老人ホーム入居希望者に対する今後の対策についてということでございますが、宮崎の老人ホーム50人の定員に対して150人という要望の状況の中で、まだ100人現実に余っているというような状態です。そしてまた、町内のいろいろ体を壊して介護している家族を見ると大体660ぐらい、去年630だと思ったのが、去年のうちに30家族ふえて今度660人が介護しているというような状態になっているわけです。特にその中で老老介護も多いわけがあります。片方がなれば必ずひとり暮らしになって、ひとり暮らしが530人もいるというような状態の中で、やはり幾らつくっても足りないというような加美町の現状であります。

そういう中で、町長として今後の老人に対する対策、学校が廃校になった跡に、岩手県あるいは青森県の方を見ると、改修費を出しても業者に来ていただいてやっていただくというのが現状でありますので、その辺についての考え方についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、福祉専門職の定着化という問題でありますけれども、去年、コムスンの問題で、福祉の仕事というのはきつい、汚い、安い、賃金が安いというようなことですね、なかなか大学に入る人、あるいは専門学校に入る人が半減しているそうであります。そして、60代の人たちが80になったときに果たして日本人の方々に介護してもらえるかどうかというようなことが今、厚生省の中でいろいろ議論を呼んでいるのが現状であります。

そういう中で、我が町でも、専門職、いわゆる介護福祉士なりケアマネジャーを持っている専門職がいるわけですが、それがやっぱり別な部署に行っている方もいるわけでありませう。当然本人の、福祉ばかりやるの嫌だという人もいるし、全体を回ってみたいという方もおるとおもいますが、大変資格のある方というのは貴重な存在になっているわけでありませう。我々社会福祉協議会でも毎年10人ぐらいずつ受けさせるんですけども、1人ぐらいしか合格しないというような状況の中で、役場の中にある資格を持った方というのは大変貴重な存在でございますので、福祉の部分で定着をさせていただけないものかどうか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、町の財政状況について2問ございます。

1問は、町財政の今後の見通しについてということでございますが、この概略については、

おととい町長からある程度お話を聞いたし、そしてまた県あるいは他の町村から聞くと、「加美町はうらやましいな。財政いま二、三年たったら18%になって立派なものなんでないの」というような大変県の財政の連中にお褒めの言葉をいただいているのが現状であります。

かつて、町長が選挙のとき、ある候補者が「第二の夕張」になるなんというような大変おかしな話を騒いで歩った経過があるわけでございますので、町長は、この1年経過して、果たして我が町の財政がいかにかに現実がどうなのか、来年、再来年はどうなるのか、その辺将来の見通しについてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、農業、畜産の町税の収入の見通しについてですが、農業の問題、あるいは畜産の問題、新聞紙上でいろいろにぎわせているわけであります。現実には町税にはね返ってくる収入というのはどのような形になっているのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

お答えに入る前に、私からも、このたびの岩手・宮城内陸地震、当町におきましても6名の方、命に別状はないんでありますが、重軽傷の方もおられます。あわせまして、今般お亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈り申し上げ、一日も早い復興ができますよう、我が町としても支援できるものは支援してまいりたいというふうを考えております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただいま近藤議員の方から御質問がございました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、福祉対策について、老人ホームの入居希望者が非常に多いという現実、まことにそのとおりでございまして、既に特別養護老人ホームみやざきが開所をされたのでありますけれども、このときも50人に対しまして145人の町の人が申し込みをされたということでございます。なかなかその要望にこたえられないということ、ホームができてその状況でございますから、今後どうしたらいいのかという質問でございます。

ほとんどの方が申し込み後、二、三年経過しないと入所できないというこの状況は、非常にこの地方にとっても大きな課題であるというふうに認識をしているわけでありまして、介護度の重度化と介護期間の長期化によって特別養護老人ホームへの入所希望者、今後ますます増加するだろうと言われている中で、しからば、加美郡内に新たにまたこの特別養護老人ホームの開設を希望している社会福祉法人、企業というものは今のところないわけでありまして。

宮城県においても、圏域単位で特別養護老人ホームの整備目標を定めておきまして、大崎地区のこの目標量というものは13施設、定員 814人に対しまして既にこの13施設、定員が 794人という状況でございまして、残されたこの整備可能量というものは20人という状況にありまして、この圏域においてもそういう窮屈な状況にあるということは御案内のとおりであります。自治体がこれに取り組むということは、このみやぎきの建設をするに当たっての状況説明もさせていただいたことでもありますけれども、なかなかその自治体で建設、運営までというのは難しい状況の中でございます。この希望待機者の受け皿となる老人福祉施設への入所状況、またショートステイの利用状況等を勘案しながら、在宅サービス充実を図るためにデイサービスと宅老所の機能を有する複合施設や認知症高齢者のグループホーム、こういったものの整備を民間参入によって推進してまいりたいというふう考えております。

また、お尋ねの主要なものとして受けとめましたけれども、要するに、既存の施設の統廃合によってこの施設を活用したらどうかということでございます。

これにつきましても、まさしくそのとおりだというふうに思います。あそこの、私も議員時代に視察をさせていただきましたけれども、浄法寺ですか、あそこの小学校を統合したあいた学校施設を、このグループホームの新たな施設として生まれ変わっている状況というのを見させていただいております。

今後、そういう参入を希望する企業等がございましたら、積極的にこういったものの方向性を示していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、その際に、2番目の質問になるわけでもありますけれども、福祉専門職の定着化を図れという御指摘でございます。

確かにこの高齢者対策というもの、病院や福祉施設の現場では介護福祉士、理学療法士、作業療法士、また社会福祉士といった資格を持った福祉専門職の方々、今非常にふえておる状況にあるわけでもありますけれども、なかなかこれが病院や福祉施設のマンパワーを有効に活用してまいりたいとは思っておりますけれども、介護現場におきまして、これが非常に重労働、勤務の不規則性、また感染症の危険性、介護の安全性等とその責任の重さ、こういったものからくるストレスなどによって、やめていく方が非常に多いということも現実目の当たりにおられるわけでもあります。

したがって、役場の専門職、要するに資格を持った職員をこういった分野にしっかり張りつけてやらせる方が現実的ではないのかという御指摘であろうかというふうに思いますけれども、その辺の人事のバランスのこともあるわけでもありますけれども、また本人の能力、あるいは

は今後の役場の職員としての能力などもこれは当然勘案しなければならないわけでありましてけれども、御指摘いただきましたから、しっかりこのことも人事の面で考慮しながら、これに対応させていただきたいというふうに思います。

また、2番目のその財政状況についての御質問がございました。今後の見通しについてということでございます。

合併して6年目に入っておるわけでありましてけれども、町としては平成18年度に、いわゆる三位一体改革というものに対応する方策として、合併に向けて合意された建設計画に基づく財政計画の見直しを行って、新たな財政計画を策定し、効率的な財政運営の実現のために行財政のスリム化を進めようという計画的な財政運営を目指しているところでございます。

現実をお話をさせていただきますと、財政運営の弾力性を示す経常収支比率につきましては、15年の合併初年度88.5%でございました。しかし、これが18年度決算で96.1%と、かなりこれは窮屈な財政状況になっております。さらに、18年度から起債制限のこの指標となりました実質公債費比率、これがあるんでありますけれども、18年度は21%ということで、これは県内で下から数えて3番目だというようなことで非常におしかりを受ける数字でもあったわけです。しかし、今年度、この問題につきましては、18年度に繰り上げ償還をするものを認めますよということで、繰り上げ償還をした数字もこの公債比率の中に含まれたということによりますものですから数字的には高くなりました。しかし、要するに、このことは御理解をいただきたいことは、16年度にそれだけ3億幾らのお金を前倒しで返したわけですから、それくらい負担がその時点で減っているということも言えるわけです。ただ、数字的にはその割合が上がったということございまして、これはことしの9月の決算議会にお示しできると思うんでありますけれども、かなり、16年度のことですから、6、7、8と18年度まで3年間の平均値をとるものですから、19年度の決算においては、これは20%を下回る数字が出てくるというふうに予測をいたしております。

また、自主財源と依存財源の割合といいますと、これは税収でどれぐらいあるのかというようなことになるわけでありまして、自主財源の割合は25.7%という数字でございまして、逆に、交付税など依存する財源の割合が74.3%という状況になってございまして、これは一概にこの数字がどうということと比較することは難しいんだろうと思っておりますけれども、いずれ改革の成果を着実に見ることができると思っております。思っておりますが、だからといってすぐこれが改善をされるということにはいかないわけございまして、日々の努力というものが重要なことだというふうに認識をしておるわけでありまして。



いろいろ国においても、夕張のことがあって以来いろんな指標を出してございまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」というのが昨年の6月に成立をしまして、これは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という四つの指標がありまして、そういうものをグラフにして示しなさい、示すとそれがよくわかるんだよということで去年から出されているものであります。この指数の悪い団体にあつては財政健全化計画の策定というものが義務づけられるということにもなるわけでありまして。こういったことにならないようにしっかりと今の計画を遂行していくということ、そして、この財政に関するみずからの律する気持ちをしっかりと持って進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、農業、畜産の町税の収入の見通しについてという御質問がありましたし、また、農業、畜産の、同じですけれども、町県民税の賦課資料を見ますと、総所得に占める農業所得の割合というものがどれぐらいになっているのかということが一つの目安になるんだらうと思われましたので、お答えをしておきたいと思っておりますけれども、税金の、要するに所得がどれぐらいの割合であったかということをご報告申し上げます。

平成17年が、これは16年の所得でありますけれども、総所得 256億 7,900万円に対して、農業所得が7億 7,000万円でございます。この比率が3%です。要するに、総所得における農業の所得というのは、もうかる率の割合と思ってもいいんだらうと思っておりますけれども、農業の割合が3%でありました。これが18年度には2.8%、19年度が2.16%、だんだん下がってまいりまして、20年度ことし、要するに去年の所得でことしの税金を払っていただくことになったわけですが、その確定した申告のもととなる農業所得というものは3.16%ということで、数字的には前年度より1%上がりました。しかし、これは一時所得であった転作奨励金、これが19年度から所得に算入されるということになったための上昇だというふうに理解をしております。したがって、所得の金額が前年度対比で2億 5,600万円増加しておりますけれども、総額で農業所得は8億 1,600万円と、こういう数字でございます。要するに、転作の奨励金、田んぼ休んだ分の国から来ている分のもも入れて3.16%という状況であるということです。

これについての振興策をしっかりとやれという質問の趣旨だらうというふうに思いますので、今取り組んでおります建設を始めております土づくりセンターを一つの核として、ここから産出されるそのものを使って産出される米、あるいは野菜、花卉類も含めて、この地方独特のブランドと言える製品、農産物をつくっていくということが今一番求められている大事な産業の振興策であらうというふうに考えております。こういう状況でございますので、ひとつ御理

解をいただき、なお、またいろんな御提言をいただければ幸いというふうに思っております。

以上、近藤議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） 町長、中新田にある青風園ですね、大分壊れてきて大変な状況になってきているわけです。そろそろ改築しなければならないような状態になってきているんですが、やっぱりある程度の法人会の方に援助なり叱咤激励して、やっぱり改築させるような方向づけをさせ、そして定員増を図らせるような方向ができないものかどうか。大変な留保資金もあるらしいんですけども、それだけでは足りないし、もちろん厚生省の認可を得なければならないわけでありまして。何としても自治体の応援がなければ法人会も独自ではどうにもならないのが現状のようであります。そういう点、その辺に対する法人会に対する応援の取り組みが町としてないかどうか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

それから、町財政の問題、大変安心をしたわけでありましてけれども、今農業の問題、所得の問題もるるお話をいただきました。町長就任して1年になるわけですし、米づくりの問題が非常に悲観論を町内でささやかれているわけでありまして。やはり今、新聞紙上ではむしろ世界的に食料の不足の問題が論議を呼んで、食料増産というようなふうに我々は受けとめているわけでありまして、その辺で町長も就任1年になるわけですし、農業のプロとして何か町独自の農業政策を、あるいは若い人たちが夢と希望を持てるような政策を出せないものかどうか。その辺について心に秘めた政策があるとすれば、その辺についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。以上、お願いします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） お答えを申し上げます。

1点目の青風園が改築の時期に来ているんだと。この問題について町としても支援をしていく体制をとるべきだという御指摘をいただきました。

御案内のとおり、加美玉造福祉法人の運営でございますから、また、加美玉造の分野での第一号の老人ホームであったわけですから、その歴史を持つという、そういう年輪が刻まれてきているのかなと今改めて思ったんですけども、具体的にその相談がまだ届いてないというのが現状であります。向こうから言ってくるのを待っているのかというようなことになるわけですが、そうじゃなくて、そういう協議というものをさせていただいて、必要があれば、その対応を当然していかなければならないだろうというふうに思っております。留保資金もあるからというようなことでありますけれども、財源的なことが大きいだろうというふうに思

いますので、すぐその状況について把握をして、進めていきたいというふうに考えております。

また、農業の問題でありますけれども、非常に悲観的な話ばかりが多いんじゃないかということでもあります。

確かにそういうことでもありますけれども、最近、米価がだんだんと上がってきているようです。昨年が余りにもひどかったといえはそのとおりかもしれませんが、いろんな要因があるんだろうというふうに思っております。まず、原油高に対応する世界の情勢として代替エネルギーを、要するにトウモロコシなりその他のことでこれを考え始めたということ。そして、要するに入ってくる量が少なくなっているということが国内の米価が上がってきているということ。また、昨年政府が打ち出した転作の奨励一時金、こういったものが一つの呼び水になって、要するに需給とバランスがかみ合うような面積配分になってくるということもその要因としてあるのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、米は食糧制度というものがなくなってから非常に風に流されやすい状況にあったわけでありまして、ここに来て、その方向性というのはある程度見えてきたのかなと。国の施策に対する農業者のその考え方というものも、だんだんこれまでごくしゃくしていたものが方向性がだんだんできてきたのかなというふうにも思います。そんな中で町独自の方策を出せないのかというようなことでございます。

これ農産物、物をつくるというものはみんなプロでありますから、これはそれぞれのこだわりを持ってやっておるわけでありまして、これ一概に町がそれを皆買い取ってやるというようなことにはなかなかいかないわけでありまして。しかし、土産センターなどの動向を見ていますと、やっぱり目新しく、要するに今何が求められるかということ、安心・安全で、そして、しかもそれが今の食材として受け入れられる一つのネームバリューがあるかどうかというようなのが一番のポイントかというふうにも思われます。こういった中で、いろんなものを奨励するよりも一つのものに絞れというようなことになるのだろうというふうに思いますけれども、なかなかそれもその分野分野であるわけでありまして、これを一つのものということではいかないと思います。

ただ、稲作においては、ある程度環境保全米という方向性がこれ固まってきてるなというふうに思います。宮城県の全体としても、農地・水・環境保全対策で取り組んでいくという自治体というのが絞られてきているように思います。登米、栗原、大崎、我が加美町と。今年度も2年続けて手を挙げてこれを推進しようというのは、この四つの自治体しかございません。財源の手当てもこれは大変でありますけれども、これは一つの正念場、要するに米の特化といい

ますか、米のこれからの需給、それから消費のバランスを考えた上で、何でもいいというよう  
なわけじゃなくて、そういったものをやっぱり消費者が求めているというもの、これに対応す  
る、ある意味で適度の面積というか、適度の地方が特性のある地域が残ってきたのかなとい  
うふうに思っています。ただ、これはひとつ農協と歩調を合わせなければならないということも  
前提としてあるように思いますので、こういったものをしっかり意識を共有して進めることが  
一つのブランド化につながるものだというふうに思っておりますので、その辺を確認して進め  
てまいりたいというふうに思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。（「終  
わります」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、12番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告2番、11番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

○11番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました行政の守備範囲というタイトルで一般質問を  
行います。

地方分権に続き町村合併、そして三位一体改革、こういった流れの中で町としての責任のある  
仕事、住民からの多種多様にわたる要望が増加傾向にあります。しかし、それに見合った予  
算がなかなかつかないのが現状であります。自立する町として行政のやるべき分野、その守備  
範囲はどうあるべきか私なりに意見を述べながら、次の3点について町長の所信を伺ってまい  
りたいと思います。

まず、第1点であります。事務事業が増大する中、今もなお町が行うべきものなのかどう  
か。その費用は一般財源で賄うべきなのか、それともまた、使用料や手数料で受益者負担でも  
って行うべきものなのかどうか、そういったサービスと負担とのこの関係を明確にして住民の  
自治意識を高めながら行政の守備範囲について再検討すべきであろうと思っております。

今後ますます少子高齢化が進み、社会の複雑化・多様化と、こういった流れの中で社会経済  
の情勢に即応するためにもハード行政からソフト行政へ転化し、来るべき新しい行財政需要に  
対応しなければならないと思いますが、この点についての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、町行政は、住民からの税や料金を徴収してさまざまなサービスを提供する公的責任を  
負っているわけですが、最近の厳しい財政状況からして、民間委託が行政改革の一つの  
目玉として強調されております。本町においても行政改革の大きな柱に据えておるわけ  
ですが、今後さらにこの民間委託を進める中、そういった場合について町としての役割と機能分担

についてはどのようなお考えであるかお尋ねをいたしたいと思います。

3点目は、これまでどこの町でも建物、あるいは施設等の社会資本整備、あるいは生活環境整備、いわゆる消費行政に力を入れてきたわけでありましたが、今、町民が最も強く求めているのは、立派な施設をつくるよりも、もっと生活に密着した経済的な産業基盤、将来の生活設計が立てられるまちづくりだろうと思っております。過疎・山村振興計画、こういったものを初めとする町の発展計画の中では、経済基盤づくりに力を入れていくその状況がよくわかるんですけれども、後継者不足等によって、住民の所得向上に向けた面的な広がりといえなかなか見えてこない部分があるかと思っております。

今後、町財政の運営に当たっては、投資的経費の捻出に努め、消費的行政費を取捨選択して、農林業・観光・商工業、こういったものの生産行政により多く投資する政策の転換を図るべきものと思っておりますが、このことについてどのようにお考えであるか。

以上3点について町長の所信をお伺いするものであります。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 佐藤善一議員から御質問をいただきました。この御質問は一問一答方式というような通告でございますから、歴史ある最初の御質問をいただいたということでございます。お答えを順次申し上げていきたいというふうに思います。

まず、行政の守備範囲についてということで、これを見直したらどうかということでございます。

行政の守備範囲というようなことになりますと、一概にどの程度、どの程度というか、攻撃的範囲というのはじゃあるのかとか、いろいろ考えてみたんですけれども、今やっている行政というのは、守備的なことに終始しているのかということになりますと、必ずしもそうでない部分も今までの歴史の中でもあったのかなというふうに思います。それにはやっぱり財政的な投資ができなければ、そういった攻撃的なことも当然できなかつたろうというふうに思いますし、逆に、それをいろんな建設されたものもその攻撃的なものというふうに考えれば、それをいかにして活用して住民の皆さんに活用していただくかという分野、そしてまた、それを維持管理していくというのが守備範囲ということにもなるのかなというふうに思ったりいたしましたわけでありまして。

ともあれ、御質問の趣旨は、事務事業が増大する中でサービスと負担の関係を明確にすべきことなんだろうと。そして、それをしっかり再検討して新しい財政需要に対応し得る体制づく

りを急いでする必要が今の時代あるんだろうというふうに御指摘をいただいたと。

まさしく私も同じように考えておったところです。と申しますのは、やっぱりいろんなニーズが出てきております。一般的に表向きあれするのは、うちの前の道路なじよしてけんとか、ここを早くやってけろというような要望というのは当然多いわけです、アクセス面において。しかし一方、ソフト面における、今子育て支援なりいろんな取り組みをさせていただいておるわけでありましてけれども、その要望というのも非常に多くなってきていることも事実です。これを義務的経費、要するに、自分たちでできる範囲というのは、どうしても施設を新しくつくらなくても必要なのはマンパワーということなんですね。こういったものをどうやってその財源を捻出していくかということになりますと、かなり負担が伴うものになってきている、これも現実であります。そういう意味でサービスと負担の関係というものをしっかり明確にして、いただくものはやっぱりいただいてやれという裏返しの質問かとも思うんですけれども、応分に、サービスというのはただで受けられる分野が全部あればいいんですけれども、そうもいかない分野というものも出てきていることも事実でございます。こういったことを踏まえて、基本的な考え方において御質問をいただいた趣旨と余り変わらないというふうに思っておりますので、御理解をいただいて進めていきたいというふうに思っております。

また、2番目の行政の役割と機能分担についてという御質問をいただきましたけれども、事務事業の効率化の面から民間委託の方向へ検討すべきものが多いが、さまざまなサービスを提供する公的責任もあるのではないかとということでございます。

具体的に既に一部始めております指定管理者制度なんかも、こういう面で想定されてるのかなというふうに思ったんですけれども、確かに民間委託の方向、要するに、行政がいつまでもそういうものを背負っているんじゃなくて、やれるものはお願いした方がいいんじゃないかという、行政全般そういう傾向といいますか、どこの自治体でもそういった方向を考え、既に実行をされているというところも多く出てきているということ、これも事実として出ているわけでありまして。

そういった中で既存の枠組み、従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢というものがここに求められるんだろうというふうに思いますけれども、すべての職員がみずからの課題として住民サービスの向上について考えて実践していくということ、これが今まで役場において考えられることはこのことにあるんだろうというふうに思いますけれども、町民の皆さんが本当に必要としているサービスを的確に把握して、これを提供していくという役割も当然あるわけでありまして、こういった業務の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、まちづくりというものは、住民と行政が町の将来像の目標とするこの姿というものをこれを共有するということが非常に大事なことで、これは言うまでもないだろうというふうに思いますけれども、ここに信頼関係というか、お互いの通じ合うものがないと、なかなか進まないことも事実であります。計画はつくったんだけど、これを実践する段階になってさまざまな障害が出てくるということ、今までもいろんな経験をさせていただきましたから、こういったものを共有して一体感を持った協働のまちづくりを進めていきたいというふうにと考えているところでございます。

ちなみに、先日、地域審議会の3地区の代表の方にお集まりをいただいて、ことしのテーマと申しますか、その諮問をさせていただいたんですが、これはまさしく御質問の趣旨にあったと思うんですけども、協働のまちづくりについてということについての諮問をさせていただいたところでございます。活発な御意見をいただいて、それをまちづくりに反映できるような体制をつくっていきたいというふうにと考えているところでございます。

三つ目の生産行政への転換についてということで、投資的経費の捻出に努めて、消費的行政費用を取捨選択すべきでないかと。そしてまた、農林業、商工業の生産行政費に投資する政策の転換をしたらどうかという御提言をいただいたところでございます。

投資的経費、生産的経費というふうになるのだろうというふうに思いますけれども、これは普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費などがこれに当てはまるんだろうというふうに思いますし、消費的経費というのは、経費的支出効果は極めて短期間で終わっちゃう嫌いもあるということも承知をいたしておりますが、これには人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等があるわけでありましてけれども、これを一概に消費的経費の節減、要するに取捨選択をしろということ、そしてまた投資的経費、生産的経費ですね、これの捻出に努める必要性は当然あるというふうにと考えております。

この人件費の問題一つとっても、合併したときは400人の職員がいたわけでありまして、これを10年で100人減らすという計画でスタートいたしました。さらに、これを25年までに285人にしようという計画のもう一つ前倒しをして今進めておるところでございます、この分野においては着実にこの削減を図ってきているというふうにと考えております。

こういったこととあわせて、物件費につきましても、事務事業の見直しというものを常に念頭に置いて経費節減に努めているわけございまして、施設の管理経費の縮減、あるいはアウトソーシングによる民間活力の導入によって指定管理者制度の導入を積極的に進めているところでございます。

ここの質問の主なところというのは、将来の設計をしっかりとものにして経済基盤をより確かなものに進めていけと。そしてまた、そこに生活をする人たちが喜びにあふれた町をつくるべきだという一つのまちづくりの方向性といいますか、佐藤善一議員の理想とするまちづくりの提言がここにあったというふうに理解をいたします。私から、その思いを共有しながら、まちづくりを進めていきたいということを答弁させていただきたいと思います。

なお、具体的な、あるいは数値的なことに御質問がありますれば、各担当課長より答弁をさせたいと思います。私から一応の答弁とさせていただきます。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） まず初めに、町行政の役割、守備範囲というのは、私は自然環境保全であつたり、あるいは初等教育、あるいはまた保健・医療・福祉・交通といった住民生活にはなくてはならない基本的なサービス、いわゆる基本的人権の保障を理念として据えるべきだろうと思います。そういった中でまちづくりを考えた場合、毎年毎年、町長がおっしゃっている優先度の高いものからということになりますと、どうしてもそこには落ちこぼれてしまうものがあります。過疎がずうっと過疎を引きずるようなことにもなりますし、同じ税金を納めた人がだれしもがひとしく幸せを享受できる、こういった基本的な考え、あるいは行政は公平という考えを持って当たると、こういったことを考えた場合、この点についてどうお思いでありますか。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 守備範囲の一番のポイントというのは、基本的に住民への最低限のものがあればいいんだと。それをどういうふうに、予算的なことで配分をする場合にどうしても公平でなくなるじゃないかというふうな御指摘かというふうに思いますけれども、予算を組む場合にそっちをどうだからこっちに先にやると。全体の構想の中ではあるとしても、この最低限の生活環境に関することにおいて、そういう基準で予算を編成したということはないと思っております。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） この財政行政需要が高まる中で、やはり町ができることと住民が求めているもの、そのギャップが当然出てくると思います。これをどう埋めて住民の満足度を高めるかということになるろうかと思いますが、先ほど町長おっしゃったように、やっぱり協働のまちづくりだろうと思います。

しからは、この住民参加の協働のまちづくりをどうするかということになるんですけれど



も、私はそれはトップである町長が公約として掲げて住民に問うべきだろうと思います。そこで最も大切なのは、そういった方針管理だと思います。どうやって執行するかということだろうと思います。仕事、事業をやるにしても、やっぱり予算を最初つけなくてはならないわけですから、この予算を編成するときに、これまでやってきた事業を評価し、そういった流れを確立して継続的な取り組みとするために、私は行政評価に関する条例をつくる必要があるかと思いますが、どうですか。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 行政評価の条例をつくれという御提言をいただきました。

もちろん、町の仕事をする場合は、緊急的な今度の災害のときはまたこれは特別のことですけれども、すべからく一つの計画があって、それに伴う予算的な配慮があって形ができていくと。これが原則・原理だろうというふうに思います。

計画は、合併したときは建設計画でございましたけれども、これを18年、17年でしたか、町の総合発展計画として新たな10年の計画を加美町として作成をしたわけです。その折も、議会において議決事項でありますから、いろいろなやり取りをした上でその計画が承認をされて今日に至っているということでもあります。

計画があっても、そこに実施計画、要するに年次計画というものが別にあるわけでありまして、これをその必要な分野についての予算の裏づけがあるものがやっぱり優先されるということ。これは議員篤と御承知の上で質問しているんだろうというふうに思うんですが、それでも回っていかないところがあるんじゃないかという御指摘がそこにあるんだろうというふうに思いますが、なかなかその要望に100%こたえるということには現実難しい問題があるということでごさいます、ただ、その中で優先順位といいますか、これをいつからやるということは当然その実施計画にあるわけですけれども、その順序というものについて、おら方先でないか、おら方先でないかというようなことになると、なかなかそれは、じゃどっちもやりますよというようなことになると、100のものを二つであれば50、50にせざるを得ない。三つであれば33ずつに分けなきゃならないという苦勞がここあるわけでごさいます、そういったものも含めて協働のまちづくりでしっかりとキャッチボールをしろという御指摘、まさしくそのと

おりだと思しますので、しっかり心がけてこれを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 先ほどの行政改革の実施計画でありますけれども、恐らく行政改革検討

委員会ですか、それで策定された、15名のメンバーでしたか、策定されたものだと思うんですが、その策定後については、進捗状況に関して必要な助言を行うことと、こういうことになっておりますが、現在、年に何回開いて、どういった助言内容があったものか、お尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

御質問の行政改革大綱を策定したときの委員会は、行政改革の方で担当しておりました。ですから、私行政改革のときのことをお話ししたいと思いますけれども、行政改革大綱の中に今御質問の行政評価システムの導入ですとか、それから協働という考え方など、そういうものを盛り込んで大綱をつかって、そして毎年、各担当それぞれの担当課に対して進捗状況を報告させて、それからそれ以降の進め方、何年までにどうしていくかというようなものもつくっております。そして、それを年に1回、あるいは2回、行政検討委員会の方にお示しをして御意見をいただくと。

また、その中で補助金交付審査会というものもその委員会の中から立ち上げて、補助金の交付審査委員会も行って、これは御質問のように町の補助金がひとしくその団体に対して公平に交付されているか、それぞれの団体ごとに違っていたり、またそういう補助金の交付されていない方々、そういうものを持っていらっしゃる方々が見て、あの団体の補助金がこれぐらいというのは妥当かどうかと、そういう視点も含めて公平・公正な町の財政のあり方というものを検討して、それも検討委員会の方に報告をし、毎年意見をいただいているということでございます。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 行政改革というのはどうしてもコスト削減が主なものでありまして、それだけでは、町としてはスリム化するだろうけれども、受け身の姿勢となって、なかなか発展的どころか町が縮小してしまうことも考えられるわけでありまして。やはり将来希望を持って住民が希望を持って、そして暮らせる新しい設計が立てられるようなそういった状況をつくり出すにも、やっぱり新しい政策をどんどんと出してこないと発展的な可能性が見出せないんじゃないかなと思います。職員の意識改革の上からも、ぜひこの行政評価に関する条例を制定すべきものと思いますが、もう一度、町長、お尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 協働のまちづくりということで考える場合に、いろんなことが思い浮か

ぶんでありますけれども、コスト削減だけではその行革それだけではないと。まさしくそのとおりだというふうに思います。また、明るい施策を提供できるような、そういう施策を打ち出せということももっともだというふうに思います。それには町長のみならず、職員のやる気、意識改革をしっかりとさせろということでございます。

その思いで私もこの1年取り組んできたつもりでおりますけれども、とりわけ、政策推進室をこの4月から設置をさせていただきましたけれども、今お話をいただいた思いというものを私自身感じたものがそういう形で出てきているということでもあります。まだまだしっかり機能するというふうには定着をしていない部分もありますけれども、少なくともそういう前向きの姿勢、方向をもって進んでいくということのメッセージとして受けとめていただければありがたいというふうに思っております。

総じて議員御指摘のまちづくりの方向性というものをそう相違ない認識として持っておりますので、今後そういう方向をしっかりと示せるように頑張っていきたいというふうに思っております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 行政改革の実施計画では来年度、地区の公民館、指定管理者導入の計画がありますが、地区の公民館というと地域住民のよりどころであり、また生涯学習の拠点でもあるわけですね。それが来年度から導入の計画があるんですけれども、役場内だけで検討されているのかどうか。全然動きが見えないんですけれども、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長、お答えします。

地区公民館の指定管理に関する進捗状況でございますが、去る6月10日、またその後12日と広原地区のコミュニティー推進協議会、あとまた宮崎地区西部の区長さん方、コミュニティーを構成しているメンバーでございますが、その方々と勉強会という形でとりあえず接触を図りまして、皆様にこういった指定管理制度があると。それで、今後どのような形でコミュニティーを推進していくか、また、そういった生涯学習の分野からのコミュニティーづくりを皆さんとともに勉強していこうということで、昨日そういった形で会合を開かせていただきましたし、向こうからそういった要望もございましたので、こちらで出向いて皆さんと勉強をさせていただきました。現在そのような状況で進んでおります。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 来年度の導入に向けて今検討始まったばかりでは、ちょっと先行き心配なところがあるわけですが、とりあえず来年度じゃなくて、もうちょっと長くして、コスト削減を図るのであれば、非常勤や嘱託を活用して今のところ直営を堅持するというか、そういった考えはないんですか。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長、お答えします。

当然これまでの行政改革の関係の指定管理者制度に関する方針がございますが、やはり地域によっては、そういった進捗状況、また住民の方の思いなんかもやはり温度差がございますので、やはりその地区地区の実態をよく把握しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 3点目の関係でお尋ねしたいと思いますが、先ほど町長の答弁がありました。行政を運営するには消費行政と生産行政がバランスをとってやっていくんだという答弁がありました。やはりそうやってその事業をやったことが果たして町民の潤いを得たのかどうか、町民の所得向上につながったのかどうか常に検証をする必要があるかと思います。

そこで、生産行政を高めるのは、今のこの役場の縦割り行政、農業関係は農林課、あるいは商工観光関係は商工観光課、これだけでは全体としてこの事業効果を上げるのはちょっと効果が薄いんじゃないかなと思っております。やはり事務屋と違って、事務は事務をとってそれで事は済むんですが、こういった関係の部門はなかなか彫りが深いものでありますから、いろんな部門との連携をとりながら、あるいは各産業界の代表者が入って産業連携のプロジェクト、こういったチームを編成して、農林、あるいは商工観光、そういったものの総合的な活力を見出す、その町が調整役を果たすのも行政の手法の一つであろうと思いますが、どう思いますか。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御指摘をいただいたことでございますけれども、まさしくそのとおりでございます。既に政策推進室においてこの取り組みをさせていただいているところでもございます。

また、庁内だけじゃなくて、いろんなその分野にかかわる民間の人たちの意見を聞く、そういうチームを編成して進めるべきじゃないかということでございますが、これにつきましても、その分野分野において現在も審議会、協議会に委員としてお願いしている方々も当然あるわけでございます。常にそういう意識を持って進めていくということが協働のまちづくりにつな

がるという思いでこれからも進めていきたいというふうに思っております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） これからの行政はどんどんと全国にアピールしていく、そういう情報化の時代だと思っております。そこで、町を売り込む手段として、この加美町出身の方、全国各地にたくさんおられるわけでありまして。東京、大阪等で活躍なさっている方もおります。そういった方をふるさと大使として任命して、委嘱状を交付して、年に1回交流会を開いて、地元に戻って、そういった職場の方などに加美町のアピールをしていただく、そして、その大使に紹介された方が町に来た場合、宿泊割引券などを発行したり、あるいは地場産品のものが宅配で契約をとっていただいた方には特典を与えるとか、そうやって外部にどんどんとしかけていく。そして、やろうとしているものに対してしっかりとサポートする。行政の役割は特にこういった部分が今後大変大事な要素を占めるのではないかなと思っております。

このふるさと大使の任命について、トップセールスマンとしての町長の見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） まさしくその思いで今いるわけです。企業進出というようなことで、セントラル自動車、東京エレクトロン、黒川郡に立地をするということ。そういった場合に、その内部情報まではなかなか難しいところあるんですけども、いろんな人脈をたどっていくという場合にこういう制度があれば非常に助かるなというふうに思っておりました。

既に組織化されているといいますか、昔から旧町時代からの流れとして、宮崎出身の方は宮崎会、それから小野田出身の方々は薬口会ということで、関東圏、東京周辺におられる方で組織をされている組織が今も活発に活動されております。こういった方々に既に、任命というところまではいかないんですけども、そういう思いをもって町としてもいろんなお願いをしていることもあるわけでありまして。

このふるさと大使制度というものを今後の行政においても非常に大事な御提言だというふうに受けとめましたので、早速検討させていただきたいというふうに思えます。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） これまで行政守備範囲ということで、行政評価に関する条例、ふるさと大使の任命制度、あるいは産業連携プロジェクトの設置等、幾つかの提言をさせていただきながら町長の所信を伺ってまいりました。

今こそ町挙げて切り詰めた予算の中で町の活性化のために生かす最大の努力をされんことを御期待申し上げながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、11番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。